

(直接運送に関する取扱い)

8 の 2—15 令第 31 条第 1 項《特惠対象物品の本邦への運送》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。

- (1) 同項第 1 号の「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品」には、当該物品を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該物品が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。
- (2) 同項第 2 号の「非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品」とは、特惠受益国から輸出される際に、明らかに本邦へ運送する意志をもつて積み出された物品であつて、非原産国を経由して本邦へ向けて運送されるものをいう。
- (3) 同項第 3 号の「博覧会、展示会その他これに類するもの」とは、博覧会若しくは商業、工業、農業若しくは工芸に関する展示会、共進会、品評会、見本市又はこれらに類する催しで、当該物品が当該催しの会期中、当該非原産国の税関の監督下にあるものをいい、店舗又は事業所構内等において外国品の販売を行うために開催される私的な催しは含まない。
- (4) 非原産国における博覧会等に出品するため特惠受益国から輸出され、展示後本邦に輸入される物品について同項第 3 号を適用することができる場合は、次のすべての要件を満たす場合に限るものとする。
 - イ 特惠受益国の輸出者が博覧会等を行う非原産国に物品を発送し、かつ、当該非生産国において展示したこと。
 - ロ 当該輸出者が本邦の荷受人に対し、当該物品を販売し、又は譲渡したこと。
 - ハ 当該物品が、展示のために特惠受益国から積み出されたときと同一の状態で当該非原産国から本邦に発送されること。
 - ニ 当該物品が、特惠受益国から積み出されたとき以降、当該博覧会等の展示以外の用途に使用されていないこと。